

(三次募集(8月末締め))

■本事業の趣旨

本事業は、体質強化計画に参画する林業経営体等を対象に、安全衛生装備・装置の導入及び安全衛生に関する研修の経費補助を行って、安全で衛生的な働き方改革を実践する職場づくりを支援して、林業労働力の確保に向けた取り組みを推進するものです。

安全で衛生的な職場環境の確保に向けた取り組みは、現場技能者や地域の林業経営体が必要とする安全衛生装備・装置の導入と、林業労働安全衛生に関する研修の実施をセットとして行います。

本総評は令和3年6月11日から令和3年8月31日まで交付申請を受け付けた三次募集(8月末)の結果です。

なお、本総評は一次および二次募集結果(総評)(林業労働力強化対策事業ホームページ <https://www.f-realize.co.jp/anzenr03/>)以外の事項のみを公表します。このため、選定経営体は、一次および二次募集結果(総表)も参照して事業を遂行すること。

■取り組み事業

1) ヘルメット等へ社名ステッカーや社名印刷について

ヘルメットおよび衣服等への社名や個人名入れ、ならびに社名ステッカーや社名印刷は、安全衛生装備・装置ではないので、補助対象外とする。

2) 一般的なヘルメットについて

防災面(フェイスガード)およびイヤーマフが装備されていないヘルメットは、一般的に導入されている装置・装備であり、新たな安全衛生装置・装備ではないので、補助対象外とする。

3) 安全靴について

チェーンソー作業以外の事業場で使用する安全靴はJIS規格の適合品(JASS A規格)であること。また、使用は工場および市場(土場)の作業者を限定して「安全靴を使用する際は、チェーンソー作業をしないことを徹底する」ことを条件として補助対象とする。

4) レインウェアについて

レインウェアの導入は、視認識性が高く、機能性・人間工学に配慮した使いやすい機能を備えたものを選定すること。また、複数メーカーの商品を着比べることを検討して、指定書式のアンケートを行うこと。

5) スパイク付き長靴およびスパイク付き地下タビについて

スパイク付き長靴およびスパイク付き地下タビは、チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドラインで規定されるJIS T8125-3に適合する安全靴等ではないので、補助対象外とする。

■研修計画について

事業は国庫補助による安全衛生装備・装置の導入と普及をとおして、地域の林業労働災害の撲滅を目的としている。また、導入する安全衛生装備・装置の地域への普及啓発が事業の目的の一環である。

このため、安全衛生装備・装置を活用した研修会の開催は、申請経営体の職員のみを対象とするものではなく、地域の多くの林業経営体や行政機関の参画を得て開催するよう検討すること。

なお、コロナウイルス感染症拡大に配慮して動画配信なども検討課題として積極的な普及啓発に取り組むこと。